

平成28年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第4日目

1 招集年月日 平成28年7月27日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月27日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 7月27日 午後2時46分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男
地方創生推進室長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第4号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

日程第3 議案第1号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第2号 平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第3号 勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結について

日程第7 諮問第1号 勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 発議第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

日程第9 発議第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書について

日程第10 発委第1号 勝浦病院改築特別委員会設置に関する決議

日程第11 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン会議若あゆ議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

一般質問に入る前に執行部のほうから，昨日の1番議員に対する一部答弁がありますので，許可をいたしたいと思えます。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 昨日のいわゆるF T T H工事のことについてでございますが，4Kテレビ放送等の状況ということで，かなり話は細かくなると思えますので，このことにつきましては，改めて専門家も交えて今回の整備の方式，内容，あるいは活用できるシステムなどを検証する必要はあるかと思えます。こういったシステムや機器については更新が急速で，次回においてこういった工事を更新する際の参考にすることが重要かと思っております。

詳しくはこういった検討内容を踏まえて議会にも説明し，また協議もさせていただこうと思っておりますので，またそのときにはご協議よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前9時32分 休憩

午前9時34分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

1番議員，何かありますか。

○1番（仙才 守君） ただいまの答弁で結構です。最終的には本会議で答弁をお願いしたいというふうに思っております。十分検討していただきますようお願いをい

たします。

以上です。

○議長（国清一治君） 執行部のほうは、そういうことでお願いします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，町制に対する一般質問を行います。通告の順に従って発言を許可します。

それでは，10番大西一司君の一般質問を許可します。

大西一司君。

○10番（大西一司君） 皆さんおはようございます。

議長からご指示いただきましたので，若あゆ会議最終バッターを決めさせていただきました。非常にお疲れのところを今回，全員の議員が質問に立ちまして，それぞれの持ち味を生かした鋭い質問もしていただきまして，非常に中身の濃いもんであったように思っておりますし，インターネット中継等も今回から始まったということで緊張感もあって，答弁側，また質問する側もいろいろ勉強もせないかんということで，非常に高まってきたのではないかなと，そんなふうに思っております。

私の質問内容は，いつものようにこの勝浦町をどのような方向に持って行って発展させるのか，そのためにはどのような方法があるのか，そういうことを基本に質問をさせていただきます。

まず，通告書にあります1番のごみ処理問題は一番後回しとさせていただきますので，地方創生から順次質問をさせていただきます。

まず，かつうら創生総合戦略の取り組み状況についてということでございます。

昨年，27年度からスタートしておりますので，23年度に策定をしております勝浦町総合計画との整合性を図りながら5年間で地方創生の関連政策を重点化して実行していくというようなことでございます。

何といたっても一番の課題は，人口減少問題であります。この問題にどう対応していくかということでございます。本町の人口は，明治10年ころに約6,500人とされております。昭和30年の横瀬町，それから生比奈村が合併した本町誕生時には1万344人ということになっておりまして，現在の人口は昨年の国勢調査によりますと5,300人ということで，ピーク時の半分となっております。さらに，人口問題研究所の推計で

は45年後には1,945人まで減少すると公表されております。このままだと、勝浦町という自治体が存亡の危機にさらされるときがもう目前まで迫っている、そんなふうになっておりますし、そう言っても過言ではないと私は思っております。

総合戦略では、25年後の人口を4,000人、45年後の人口を3,500人をキープする、こういう目標を掲げ、仕事をふやし安心して働ける仕組みをつくるなど、4つの政策分野を基本目標と定めて取り組みをしておるとされております。

まず、地方創生推進室長にお聞きをしたいと思っております。

昨年度から今年度、28年度計画事業の取り組み状況について、財源措置を含めた内容の説明をお願いしたいと思っております。

昨年スタートしてことしもまだ7月ということで、まだまだスタートして時間がたっていないわけですが、この地方創生事業というのが勝浦町の発展に大きなキーポイントになるのは間違いございません。そういった意味で、検証も含めて内容を確認させていただきたいと思っております。委員会等、平場でいろいろ話は聞いておりますが、本会議でございますので、改めてご説明をお願いしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○議長（国清一治君） 笠木地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 10番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、財源のほうですけれども、27年度の創生事業の財源としましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型というものですけれども、そちらの事業を活用しております。

まず、内訳ですけれども、移住定住対策としまして、リフォーム助成や空き家バンクの事業費として約750万円、新たに交流による活性化事業としまして、こちらは町民体育大会ですとか元気市、ひなサミット、かつうらクエストなど、こちらに780万円。子育て支援対策事業としまして、こちらが出産祝い金、5歳児保育料無料などですが、こちらが約660万円。総合戦略策定費用としまして380万円。これは全ておよその数字です。その他で約130万円。こちらが地方創生先行型の基礎交付として交付されたもので、全体で約2,700万円となっております。

また、昨年10月までに総合戦略策定自治体への上乗せ交付というのがありまして、そちらが約1,000万円が交付されております。観光事業としまして、PR動画の作成

や活性化センターの調査等ということで約430万円。子育て支援対策としまして、こちらが子育て支援センターの設計等ですけれども、こちらに約310万円。病院改革プランの策定に約260万円などとなっています。

また、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型というものですけれども、こちらが県、町が発行しましたプレミアム付商品券など、また生活弱者支援地域商品券などの事業に1,400万円が、これも約ですけれども1,400万円が交付されています。

また、まち・ひと・しごと創生事業費としまして、地方財政計画の歳出に1兆円が計上され、これは国全体ですけれども、勝浦町には27年、28年ともに約1億円の地方交付税財政措置がされております。こちらにつきましては一般財源としています。

28年度につきましては、国の平成27年度補正事業としまして、地方創生加速化交付金、これと平成28年度の地方創生推進交付金がありますが、総合戦略の中で一部の事業につきまして本年度申請中であります。現在のところ、まだ採択内示等されておられませんので、ここでの報告は避けたいと思います。

それから、内容につきましてですけれども、基本目標1の仕事をふやし、安心して働ける仕事づくり、仕組みをつくるということに関してですけれども、農業の振興に関しましては勝浦みかんブランド化の促進として品質の向上や統一段ボールの使用、量販店での販売促進など積極的に取り組んでおります。また、農業の6次産業化に向けた取り組み支援等も行っております。

また、新規就農者や農業後継者の支援につきましては、平成28年度から制度化しまして、さらにみかん収穫お助け隊、こちら仮称ですけれども、これにつきましては本年度収穫期前までに募集を行う予定としております。

商工向けの事業としましては、先ほども申しましたが、商品券の発行などを継続して行ってまいります。

次に、基本目標2の移住定住を進め、人の流れをつくる事業としまして、空き家改修、新築、リフォームの助成、こちらにつきましては移住者向けということで5件ほどの実績がございます。

空き家バンクの整備、こちらにつきましては12戸ほど登録しておりまして、1戸があっせん終了して、1戸が今交渉中というような実績があります。こちらにつきまし

でも継続して行ってまいります。

また、坂本家の利用促進や若者向け賃貸住宅の建築助成、それから家賃助成につきましても継続して行ってまいります。

さらに、平成28年度からは横瀬地区での宅地造成について進めておりまして、町内在住者向けの新築補助につきましても制度化いたしております。町内在住者向けの新築補助につきましては、現在7件の申請を受け付けております。

また、返還すべき奨学金の一部の補助など本年から制度化しております。

次に、基本目標3の若い世代の希望をかなえる、結婚、出産、子育て、教育ですけれども、出産祝い金事業や第3子、また5歳児の保育料無料化、高校までの医療費の無料化などは実施、また子育て支援センターの事業につきましては建築の実施設計までが完了しておりまして、入札も終了し、この議会をお願いしてございます。

また、婚活イベントにつきましても毎年継続しております。

それから、阿南方面への通学手段の確保という点ですけれども、本年4月から1学期間試験運行しましたので、2学期以降に向けて検証、検討いたしてまいります。

次に、基本目標4の個性豊かで魅力ある安全なまちをつくるということですが、新たな交流による活性化事業としまして、先ほども申しましたが、27年度から町民体育大会を復活し、軽トラ市の継続、ひなサミットの開催、かつうらクエストの開催などを行いました。

また、デマンド交通事業としてお買い物バスの運行、また情報発信事業としてカツ・ユー・ライフ、これはポータルサイトの開設などを行いました。こちらについては本年度も継続して更新していく予定でございます。

さらに、本年度からは、地域活性化協会の設立や地域活性化センターの設置、またかつうらみらい創生事業の制度化などを行っています。

最後に、安全なまちづくりとしましては、勝浦病院の基本構想に向けた事業でありますとか、救急体制の充実に向けての準備などについて進めています。

いずれの事業におきましても、昨年度、また本年度スタートさせ、事業の途中またはこれからの事業でもあります。本年10月までに本年度の地方創生総合戦略会議を開催しまして、事業の評価につきましても精査する予定でございますので、戦略会議の後、ご報告をさせていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 説明をいただきました。

一旦我々は、地方創生特別委員会等でいろいろ協議も、この内容については報告なり協議もさせていただいております。大事なことでございますので、今本会議でお聞きして、議会だより等で広報委員さん済いませんが、いろいろと内容的にも町民の皆さんに知らせていただきたいと思っております。

その中で、ざっくり先行型が約3,000万円、それから10月までに策定したので1,000万円いただいて、あと交付税特別枠ということで、国全体で1兆円、国から大体1万分の1ということで1億円ということで、28年度もそういうことで1億円。それから、地方創生加速化交付金、それから推進交付金というのが今現在申請中でまだ未定ということで、これは予定としては入る予定であると思うんですが。

こういった事業がいろいろと進められております。もちろん、交付金なり補助金をいただいてのこともあったり、県との連携も含めながら推進しておるわけなんです。内容のことについては町長に後から所見をお聞きしたいと思えます。

その前に、さらに笠木室長にはこれからの事業計画、取り組み計画を先に伺っておきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 笠木室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 今後の事業計画ということだろうと思えます。

平成29年度に向けての事業計画でございますが、こちらにつきましても、本年の戦略会議、総合戦略の会議で協議予定としております。その中で当然、平成27年度、28年度の進捗状況や事業効果につきましても審議させていただきまして、平成29年度の計画、さらには今後の31年度までの全体計画も審議する予定でございます。

なお、現在の総合戦略の中で今実施していないものがあると思えます。そちらにつきましても、今後の計画の中に入ってくるのかなと考えております。そちらですけれども、アグリサポート事業でありますとか、サテライトオフィスを初めとする企業誘致、それから学校現場におけるICT化、また救急につきましても進めておるんですけれども、消防常備化に向けた取り組みなどについても今後の課題かなと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 今後の予定も報告いただきました。

それで、まだいろいろ評価するのはもちろん早いと思うんですが、これまでの間に町長、地方創生の戦略に対する思いついてというのは非常に重要なもんがあったりすると思うんですが、今までの経緯を見て何かヒントच्छゅうか、反転攻勢をかけれるような何かこれはっていうようなもんがありましたら、ご所見を伺いたいと思うんですが。

まだ中途、始まったばかりで、余りはないんで。ちょっとお話聞きたいと思いません。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

議員のご質問でございまして、かつうら創生総合戦略につきましては、初めて多くの、戦略会議の委員さんも選ばせていただきましたし、また多くの町民の方々から意見の交換の場、また役場職員におきましても職員間の意見交換等々、多くの町民の皆様方からご意見をいただいた成果をこうして人口問題の減少の対応、そしてまた魅力あふれる町の活性化を図っていくという大きな目標に向かって、多くの方々にご協力いただいているところでもございます。

先ほど来、地方創生の室長からも実績につきましてはいろいろお話もさせていただきましたけども、まずまだスタートして間もないというようなところでもございますので、大きな成果を期待もいたしておりますし、また検証する機会もあろうかと思っておりますので、そうした機会にもご協力いただきまして、ぜひとも町の活性化に大きな貢献ができるこの5年間の事業でございますけども、取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご支援いただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 町長のご所見をお伺いしました。

既に終了しているものもったり、ほとんどが今実施中ということでありまして、

先ほどは室長のほうからこれからの事業計画もお聞きしました。

その中で、若干私自身、特別委員会等で提案もさせていただいております事案もありますので個別にお伺いしたいと思っております。

まず、室長が今報告いただきました、10月の戦略会議の協議を受けて、これから進んでいかれると思うんですが、アグリサポート事業、それからサテライトオフィス、それから学校現場におけるICT化、常備消防ということを列記されました。

その中でまず、教育委員会にお伺いをいたします。

ICT教育に向けての取り組み内容をお聞きしたいと思っております。その取り組み計画をご報告願えたらと思っております。

同時に、ちょっと道がそれるかもわからないのですが、前回私のほうから勝校に町の給食提供をしたらどうかというような提案をさせていただきました。その後、この事案について何か進展があるのかどうか、その件についてもあわせてご報告、答弁を願いたいと思います。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、お尋ねの1点目の学校現場におけますICT環境、教育環境の整備のことをございますけれども、まず教育委員会としまして考えております、これまでの経過なり、これからの今後の考え方といいますか、その辺を述べたいと思います。

まず、本年度でございますけれども、このICT環境につきまして、昨年度からも話に上がっておったわけなんですけれども、本年度は各先進市町村、そういったところを十分に見てきましてといいますか、資料収集をしたいと考えております。28年度は調査研究、これを主眼に置きまして情報収集に努めたいと思っております。

続いて、来年度でございますけれども、こういった資料をもとに、実際どういった計画で持っていくかというようなところで基本計画、それから具体的な実施計画、これを進めてまいりたいと考えております。

これに当たりましては、この計画を進めるに当たりまして、ICTを推進する実務者推進会議といいますか、プロジェクトチーム的なものを発足をさせていきたいと考えております。このチームには、学校教員、それから事務職員、それから教育委員会の担当職員、それから座長といいますか、専門的な有識者も含めて取り組んでまいり

たいというふうを考えております。

来年度、その実施計画に基づきまして、平成30年には機器を導入しまして稼働運用ができたというふうな手順として、30年度導入に向けての取り組みで考えております。

それから、お尋ねの2点目の松西勝浦校への給食の提供ということでございますけれども、この取り組みでありますけれども、地域に根差した地域密着型施策のご提言として本年のひな会議でもご提案をいただいたところでございます。この学校給食の提供が実現できれば、生徒さん、それから家族の負担軽減につながり、地元の食材も安く提供できるのではないかとというようなメリットのご提案をされております。

この提案を受けまして、学校には既に案内をさせていただきまして、現時点で類推されております課題として上がっておりますところを申し上げたいと思うんですけれども、まず学校の課題としまして、給食を受け取る設備と人的対応、それから給食が運ばれてくるとなれば取り分けによる配膳方法、それから食事後の片づけ、それから給食無料というわけにはいきませんので、その給食費の徴収管理、こういったところが学校側からの課題として上がっております。

また一方、町の課題としましては、調理及び配送要員に係るこれも人的対応、人員増とか、それから時間的配分、それから容器等含めた配送設備、また高校生となりますと栄養カロリー計算、そういった調理メニューとか分量とか、そういった町のほうにも課題はございます。

仮に町のほうの課題がクリアできましても、学校側の今現状としましては、課題が大きいというのが現状でありまして、そのための学校設置者であります県教委を含めた相互の協力が学校側には必要となってくると考えております。

また、これ意見としまして、学校側の要望として給食も弁当式にトレーに入った、そういったものであれば一方を解決できるのではないかと。取り分け区分、取り分け配膳というところも改善できるのではないかとというような意見もあるんですけれども、これについての対応は町も、少しこれは今現時点では難しいと思っておるところでございます。

また一方、町の学校給食運営委員会というのがございまして、定期的を開催しておりますけれども、この席上で議員からのご提案がありました内容につきましても報告

をさせていただきますして、各委員のご認識をいただいておりますのでございます。

以上のようなことから、引き続き学校とも協議はしていきたいと思っております。強いて言えば、この件につきましては、町というよりも学校側のほうにボールが置かれておるということで、学校側の対応いかんというところもあるというところをご報告させていただきますして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） ご答弁いただきました。

まず、ICT教育は28年度を調査研究、そして29年度に基本計画、実施計画を進めてプロジェクトチームを編成するというようなことで、かなり具体的に進めていかれるようなご答弁と承りました。30年に機械の導入ということで、計画をきっちりされておるなという感じがしたんですが、どうぞ計画どおり進んでいただきたいと思っておりますが、我々としましても早急に先進地視察も地方創生特別委員会として視察する予定でもおります。ともに目標に向かって進んでいけたらなと思っております。

一方の勝校の給食でございますが、協議をしていただいたと。課題が幾つかあります。当初からこういうことは懸念されておったわけで、こういうことをクリアしない限りは実現できんのかなと思いますし、これぐらいの努力は当然やらないかと、そんなふうに思います。

これがまとまればというか実現できれば、非常に大きな効果をもたらすように、内外的に効果をもたらす、そんなふうに感じております。保護者も本当に大いに望んでおりますし、本町も活性化の一助になると、必ずそうなると信じております。弁当方式だとオーケーというようなことでもございましたが、いろんな方策を探る必要が今後ともあろうかと思いますが、今後の取り組み方について、教育長何かご所見がありましたら答弁願いたいんですが、いかがですか。よろしいですか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 改めましておはようございます。

2点ご質問をいただきました。

さきのICT化という件でございますけれども、今議員のほうから議員団も先進地を視察をしたいという前向きな行動予定をお聞きをして心強く思っておりますのでございます。

我々といたしましても2つの視察を予定をしております。1つは、学校の先生方がありますけれども、勝浦町のみならず、上勝町と合わせた勝浦郡の教育会というのがございます。学校の先生方で組織をして行っておりまして、その中の部会の一つに視聴覚部会というのがございます。ここの視聴覚部会のほうでこの夏休み中に三好市のとある先進校をお訪ねをして、先生の現地でのご意見を聞き、勉強をして帰ってくる、それを勝浦町のみならず勝浦郡全体で情報として共有をし、本町が進めておる事業にも生かしていきたいというふうに思っております。

もう一点は、教育委員会、勝浦町教育委員会のメンバーでの行動予定でございますけれども、阿波市に今、視察の申し入れをしております。先方の議会対応というのがございますので、教育委員会と議会との日程ということで、9月議会が待ち受けておりますのでその議会の日程次第になりますが、できれば8月の下旬から9月早々に教育委員会のメンバーでもって、阿波市はことしからタブレット端末を導入をしております、そういったところのいきさつであったり、効果であったり、将来の展望であったりというのを教育委員が行って学んできたい。それを今後の勝浦町内での教育行政にぜひ生かしていきたいというふうに思っております。

大きな30年に向けての概略につきましては、先ほど局長のほうから報告させていただいたとおりでございますので、どうぞ議員の皆様方、引き続きご協力をお願いできればというふうに思います。

それから、2点目の松西勝浦校の給食、これにつきましては、前回の3月の議会で議員から改めてご提案をいただきました。私も過去の議事録を読まさせていただいて、議員の熱い思いというところを答弁させていただいたかというふうに記憶をしております。

今、議員からご提言いただいたとおりで、少し壁にぶつかったから、じゃあこれ置くということは決して考えておりません。引き続き、120名の生徒たち、それから数十名の先生方を抱える松西勝浦校、そして地域の高等学校というところについて、ともどもいい方向に向かっていければというふうな思いでおりますので、引き続きこれもご支援をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 教育長の答弁は声も大きいし、はきはきとしてどっしりと答弁返ってくるので非常に頼もしく聞こえております。実現できたら、できるような感じでお聞きしたんですが、まずその意気込みでひとつ臨んでいただきたいと思っております。

何のことでもそうですが、本当にハイリスク、ハイリターンって言いますが、とにかく壁が高いほどいろんな難関は待ち受けているものでありまして、それをクリアすることによって大きな成果が得られる、そのように思っておりますし、みんなが努力して課題をクリアして実現できるように頑張れたらと、そんなふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、もう一点。参事、よろしいですか。アグリサポートの件について、ちょっとこれ唐突な質問になるんですが、アグリサポート。

これも私のほうから提案を、実はさせてもろた経緯がございまして、このことは廃園が進んだり、それから後継者がほとんど最近では第2種兼業農家が多い中、退職されてからおやじがやっておるやつを続けていけるような、そういうブランクを埋めたりするような大きな要素もございます。こういった点、農業推進する本町としても、きっちりと取り組んでいただきたいなど、そんな思いがするんですが、状況を参事のほうからご答弁願えたらと思います。海川産業課長答えてくれるん、どっちでもいい。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） アグリサポートの状況ということでございますが、議員おっしゃるように勝浦町の農業、皆農家は高齢化しており、また担い手も少ないというところで非常に労力的に課題があります。

特に、勝浦町の特産品であるみかん栽培、これにつきましてはみかんを運搬するとか、あるいは消毒、そういった防疫とか、そういったものにかかなりの体力を使う作業が多々ございます。

今、アグリサポート事業ということで、私も昨年度までそういった担当の課に携わらせていただいておりますので、まず水田等の農作業受委託というものが今、農事組合法人のアグリネットのほうがございまして、そういったところに頼めば、自分のところでできない、あるいは労力の要するような作業についてはやっていただけると

というようなことがございますが、特にみかん栽培につきましては、こういった農作業の受委託というようなものが余り進んでおりません。そういったために、このアグリサポートクラブというものを設立をしまして、勝浦町農業全般の、特にみかん栽培につきまして農作業の軽減になることができないかということで進めております。

ただ、こういったことにつきましては受け皿が必要でございます。今まで農作業の受委託をやっておりますアグリネットを母体として、できればそういったところで事業拡大を図ってやっていってほしいなという思いはございました。ここの話がまだこれからというところでございます。この地方創生の総合戦略の中で、この事業につきまして、もう少しそういった受け皿との協議を進めて図ってまいりたいというふうに昨年度の計画策定の折には考えておりました。

ということで、今まだそこまでの協議が調っていないということで、もう少し先になろうかと思うんですが、ぜひともこういった農作業の受委託ができる組織っていうものは確立していってほしいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 時間が思ったよりはずっと進んどんで進めていきます。

アグリサポート、大いに期待しておりますので、ぜひ来年度から計画どおり進んでいけるようにご尽力をお願いしたいと思います。お助け隊はもうことしからスタートということですのでよろしいですね。

我々の役目っていうのは、このすばらしい勝浦町という町、先人から受け継ぎました。我々の役目は特に行政に携わる我々としては、さらにこの町を本当に発展させて、そしてきちんと子や孫にバトンタッチをするという、そういう大きな責務を背負っております。どうぞ、強い決意で皆さん方取り組んでいただきたいと、そんなふうに思っております。もちろん、議会としてもそれこそ理事者以上に腕をまくって頑張っていきたいと、そんなふうにも思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

活性化センター建設についてでございます。

活性化センターは、総合戦略の基本目標で定められております主要なイベントでの交流人口の2割増加ということを目標に掲げております。勝浦町の観光協会を地域活

活性化協会として組織の拡充を図ったりして、町内外の交流を推進するというようなことでもございます。

その活動の拠点となるのが活性化センターであると思いますが、この件については6番議員が詳しく質問をしておりますので、はしょりたいと思っておりますが、質問内容にもありましたように、観光協会からの移行とする組織が少し心配であるというようにも言われておりましたし、多目的に利用できないかとの質問に、副町長はこういったことに質問に対しまして、大いに活用、多目的に活用できますようにプロポーザル方式で設計業者とも協議していくというふうに答弁されております。どうか、まさにこの活性化センターが町の発展のそれこそ起爆剤になるように、今後ともこの取り組みをきっちりと進めていっていただきたいと、そんなふうに思っております。

私の質問は、これに関連して、活性化センター近くに交流広場を設置して、道の駅周辺をさらに充実させて交流人口の増加につなげてはどうかという趣旨の質問でございますが、この内容の質問を私も今までもしてきました。町長もこれについては答弁も何度かいただいております。

子ども議会もこういった提案がございましたが、道の駅周辺は鋭意整備が進んでおります。ことしも建設課長からお聞きしておりましたが、ひな会館の東側の駐車場かさ上げされて、そしてそれと同時にロマン街道、いわゆる桜街道が、あの辺が幅が倍近くに広がって通りやすくなって、あの辺も利用価値もかなり高まるというようなことでもございますし、あの辺の周辺整備というのはまだまだ改善、改良の余地が、整備の余地は残っておりますし、整備することによっておひなさん、道の駅、よってネ市、そしてさくら祭りもそうですが、もう何千人どころか何万人もの増員が予想されます、整備することによって。

ことしちなみに、船下りだけでも1,000人以上の人が一日で乗られました。そういう状況を考えますと、きっちり整備することによって、交流人口はさらに飛躍的に伸びると私は想定をしております。道の駅の特に裏側あたりをイベント広場、あるいは交流広場、多目的広場として、この場合はもちろん小さい子にも遊んでもらえるような広場にもできたらなと思っておりますし、コンサートとかそういうなんもできたら、すばらしいあそこはパッケージで、それこそ町の発展の起爆剤になる拠点づくりができ

ると、そんなふうに思います。

このことについて、どうかできましたら十分検討いただきたいなと思っております。町長のご所見をお伺いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 活性化センターが道の駅の周辺に建設を予定をいたしております。そうした中で、昨年と同じ時期にも交流広場につきましてご質問をいただいたところでもございます。唐突なところもございましたので、十分なお答えはできなかったところもあるんですけども、にぎわいづくりというようなことからぜひとも必要な施設というような捉え方もしておりますけども、今回特に活性化センターを含めた計画、全体構想というような捉え方をしていくかどうか、私も全く別個なものと……。

○10番（大西一司君） いやいや、一気にそれはそんなに無理だと思う。

○町長（中田丑五郎君） なるほどね。ご提案をいただいておりますので。平成23年に道の駅が開駅をいたしまして以後、産業文化の交流のまさに町の中心的な存在として多くの方々からご来場いただきまして、町も総合戦略に掲げておりますように、20%の交流人口の増加というような大きな目標を掲げて現在取り組んでいる形でございます。全体的に交流広場をすることによります効果もあろうかと思っておりますけども、いずれにいたしましても全体構想のというのが周辺できておりませんので、運営の方法、また体制づくり、経費の問題、土地の問題もいろいろございますので、そうした中で財政大変、今ご承知のように総合戦略の中でも病院建設を初め、非常に多くの経費が要るような大型の事業も抱えておりますので、そうした中で財政的なことも配慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 町長からの答弁、認識は十分されているようですが、いろいろと財政的な面とか課題もあると。

しかし、地元としましては十分協力体制は考えております。用地関係者も賛同の意をあらわしておりますし、町長のご英断というか、全体的な総合的な中から判断されるんだろうけれども、あそこはせつかく整備されつつある中で、なおその多目的広場

っていか交流広場を建設することによって、倍、倍の効果があるように思いますし、そうだと確信しておりますし、ぜひ大いに検討されまして前向きに考えていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして病院改築の問題でございます。

病院改築の基本構想はということで質問を出してありますが、このことにつきまして、まず6月29日の熟尽会議で改築に向けて検討しているとの報告があったわけなんですけど、我々これまで一般質問とかいろんな場での勝浦病院の新しく建てかえたらどうなという意見に対して、町長は慎重な意見がずっとありました。

これまで外壁の塗装もやられたし、もちろん耐震診断も受けておりますし、耐震の強度も十分あるというような内容でもあったと思うんですが、今回こういう改築するという決断をされておりますので、ここに至った、改築を目指すことになった要因っていうのはどんなもんがあるのか、改めてこの本会議で伺っておきたいと思えます。町長、どうぞ答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 総合戦略にもございますように勝浦病院改築の基本構想というようなことございまして、議員がおっしゃっていただいたように、熟尽会議でもご報告もさせていただきました。当初、慎重というよりも第一の要因は、耐震性があるという判断が出たことが一番最大の改修に向かったスタートを切ったわけでございます。

その後、改築に向かった原因はというふうなことでございます。現在の勝浦病院につきましては、老朽化していることと、また医療法の旧基準によります建築をされているため、病室内のスペースや廊下の幅などが患者や医療スタッフの療養環境及び診療環境として良好な状態とは言えないというのが現状でございます。こうした医療環境の低下が、非常に今財政的にも厳しくなっておりますけれども、患者数の減少にもつながっていると考えているところでもございます。また、さらに施設の老朽化によりまして、修繕、修理費が非常に増大もいたしておりますので、経営面の大きな問題、課題ともなっておりますところでもございます。

そうした中で、勝浦病院が安定した経営のもとで地域における必要な医療を今後とも提供していくためには、こうした申し上げましたような現状を克服しながら経営面

の改善をすることが非常に重要だというようなことと認識もいたしております。当然、経営面だけではなくて、地域住民や医療スタッフからも評価される非常に魅力ある病院づくりを行う必要があるということでもございます。

そうした中で、選択肢といたしましては、現況の改修は、改築または現況の改修、または改築となるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、改修となりますと構造的な条件で変更ができないということもございまして、廊下幅、病室の拡張などはできず、環境改善はできないということでもございます。現状改修となりますと、分割した病院でございますので分割した工事等になりまして、期間が非常に長くなるわけでございます。また、騒音とか震動など入院患者を含む利用者に多くの負担をかけるということから最終的に移転改築ということを決断をしたところでもございます。

新しい建物にとりましては、患者の方々や医師を初めとする医療スタッフの確保にも有効であるというようなことも言われております。そうしたことで医師の確保を初め、経営改善の一助となり得ると考えた結果でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 病院改築に向けて本会議で改めて町長からの決意をいただきました。このことも広く町民に知らしめる必要があります。今後ともすばらしい病院建築に向けて進めていけたらなと思います。

ただ、3番議員の質問がございました。確認でございます。町長は、建築場所でございますが、現在位置の周辺にと答弁されておりました。5番議員も質問されておりましたが、この改築検討委員会ではこの位置の件で議題としないで進めていくのかどうなのか、ここだけ答弁願いますか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回の改築に伴う検討委員会でございますので、やはり委員の皆様方には、立地の場所のことも検討していただくというようなことでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 答弁賜りました。

そういうことで、この病院改築では大きな費用もかかりますし、それから人口減少も進む中でどういった対応、場所も含めて、規模、内容もいろんなことが総合的に判断されなければならないと思っております。もちろん、経営面からもいろんな角度から精査する必要があるかと思えます。検討委員会にも議員は入らせてもらって、いろいろと意見を述べさせていただくことになっております。どうか強い思いで進めていただきたいと思っております。

それでは、次の県道改良についての質問に移ります。

まず、県道改良、生小通学路、東側の通学路の取り組み状況はということでございますが、2番議員の質問に、測量設計とか境界立会等が進んで用地交渉はこれからということでございます。

完成のめどは、完成予定というか計画はどのような計画、県が主導であるんですが、どうもこの計画については当初からそんなに町は強く要望したという記憶が我々にもないんですが。どうも県主導で進められているような気がするんですが、それはさておき、完成はいつごろに想定されているのかご答弁を願います。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 完成は、やはり予算とかいろんな予算の配当とかいろいろありますので、はっきりしたことは言えませんが、通常事業にかかって五、六年で仕上げたいなというふうなのが通常でございます。しかしながら、あそこの400メートルの区間については補償物件もかなりありますので、予算をかなり県のほうで集めてこないかんというふうな話も聞いておりますので、30年代の前半に仕上がったらいかなというふうな感覚でおります。こういうふうな状況です。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） きっちりした計画、目標を立てての工事計画ではないような感じもするんですが、行き当たりばったりにならないように、着手した工事は順次計画的にどんどん進められるように、ひとつ担当課もどうぞ県のほうとも協議を進めていただきたいと思っております。

2点目の沼江バイパスの取り組み状況、これも完成はいつごろなのか。

それからもう一点、沼江バイパスについて、周辺整備のことが我々にも何の協議も

現在のところないんですが、どのような今の状況になっているのかもあわせて答弁を  
願いたいと思います、建設課長。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 皆様もご承知のとおり、沼江バイパスについては測量設  
計も終えて、今は補償物件の調査ということで、この秋に用地交渉に入る予定でござ  
いまして。完成年度つちゅうんは、先ほども申しましたように5年ぐらいで仕上げた  
いっちゅうんが通念でございまして、工事着手して三、四年というふうな形で終えれ  
ばいいなというふうに思っております。

それで、周辺整備についてなんですけども、周辺整備と申しまして、結局山側の  
ほうのくぼ地が2カ所ありまして、そのくぼ地について盛り土を、残土を盛り土し  
て整備というか、ここへ置かせてもらうというか、平地ができるというか、そうい  
うふうな形で今現在は地元と調整をしています。

それとまた、整備というか、排水関係で旧県道、今度は旧になるんですけども、  
桜並木のところで暗渠がございまして、その暗渠について排水の出が悪いので周辺整  
備の国庫事業、いわゆる私どもが扱っている社会資本事業で対応したいなというふう  
な計画を持っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 当然、県主導で工事が着手されておるんですが、3年から  
5年、当初からあその残土処理問題でいろいろ残土を利用した、いろんな広場であ  
るとか、避難所になるとか、そういった意見がいろいろと出ておりました。

これ町長に答弁願いたいと思うんですが、こういった件、まだ課長の答弁内容では  
十分な水面下での条件が整っていないような感じがするんで余り深入りはしたくない  
んですが、こういったことを念頭に置いているんかどうか。残土処理をして、そして  
あの辺で広場とか何か利用できるような、以前には避難所としても活用したらどうか  
とか、そういう意見もいろいろほかにもありました。こういったことを考えておられ  
るのかどうか、町長。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 沼江バイパスにつきましては、ご承知のように当初非常に

残土処理の事業費が高くなると、高くつくというようなことで、県のほうも工事を進めるに当たりましての事業費の問題が大きく出ておりました。

そうした中で、勝浦町にとりましても道路整備は本当に喫緊の課題でもございますし、道路整備を急ぎたいと、やってほしいという強い思いから町が残土処理場を周辺に構えまして、そうした経費の軽減を図っていきたいというふうなことを申し上げておりました、計画の着工が今事業化に進んでいるところでもございます。

当然、周辺の人にもそうした残土処理の用地につきましても、お話もさせていただいているところでもございますけれども、やはり用地のことでもございますので若干いろいろと協議することもあろうかと思っておりますけれども、順次進めているところでもございます。

ただ、議員ご指摘のように、これをどうして活用していくかというところまでは、まだ具体的には進めていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 正味、我々関係者もそうでしょうけど、議員としても、そのバイパスの残土処理についていろいろ恩恵受けるんでなかろうかというような、そして利用についてもいろいろと話しておりました。

まだそこまでの段階ではないというようなことなんで、これ以上は聞きませんが、ぜひそういういろんな条件が整えて発表できるんであれば早目に協議をしていただきたいと思います。有効にあの辺を効率的に整備、整理できたらなど、バイパスの開通と同時にそういった周辺整備ができたらなど希望しておりますので、どうかよろしく今後ともお願いしたいと思っております。

最後の徳島上那賀線の取り組み状況であります。

副町長もこの件に同僚議員の質問で大事なところであると認識しておって、しっかりと対応していくというような答弁をさせていただいております。この問題は、何回も何回も一般質問も取り上げられております。町長もこの狭隘部分というのは改良の一番、一丁目一番地、一番大事な町内の課題となる場所であるというようなことも再三表明されております。

担当課長、この棚野地区のことについて、現在どのような協議がこれまでなされて

きたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（国清一治君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 棚野地区については、毎年のことながら町長とともに関係機関に要望をして常に頭出しをしております。今年度におきましても6月7日に東部県土整備局で要望活動をしてまいりました。

今後については、要望活動を続ける中で、コース決定をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 要望活動は続いてやっておられるということなのですが、前のときにもこれも関係議員がずっと質問もされております。私もしております。県のほう、町のほうと、やはり両方が遠慮しているような状況もあったりするんで、なかなか進まないなという、そんな認識でもおったんですが、前のときも私は申し上げました。これはもう地元がどんだんとこの件について要望していくべきだと、そんなふうに申し上げて、再三質問もしてまいりました。

今、建設課長からコース等の話がありましたが、課長として今、コースどのようなコース設定が考えられるのか、もし、私案でも結構です、お伺いしたいと思います。あなたプロですので。

○建設課長（柳澤裕之君） 小休頼みます。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前10時40分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） コース選定については、非常にデリケートな案と考えております。

腹案を持っており、いろいろ一般的には考えられますが、今後は事業主体の県とか関係市町村である勝浦町、それとか地元の改良区間及び近隣の関係者の方々と前向きな話し合いをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 路線もいろいろな案があるというようなことの答弁をいただきましたが、それとこれからの取り組みも地元と協議していくというようなことでもあったんですが、具体的にその手順っていうのはもう考えられておるんですか。町長のほうらと協議もなされた上でのことですか。言われるように、今までの経緯、過去にもいろんな問題もありました、そんなことも踏まえながらの進め方もせないかなかなと思ったりもするんですが、それにこだわることはないと思うんですが、きちっと強い決意で進めていただきたいなとも思っております。町長、この件についてどうぞ。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この上那賀線の棚野工区、地区につきましては、私にとりましても重要な区間だという認識、特に通学時のこと、また通行時の危険の減少というようなことから本当に急がれるところでもございます。

先ほど来課長からの説明ございましたように、何をすれば、どうすれば一番早く工事にかかれるのかなというようなことをいつも考えて担当課長とも話しております。それが路線の腹案だというようなことでございます。

町が決めれば前に進んでいくのかどうかというようなところも非常に曖昧なところもございますので、いずれにいたしましても何回も申し上げますように、どうすれば工事に早く着手できるのか、そうした地元の熱意を県にいかにして伝えるかが非常に大きな問題だと思っておりますので、担当課長とも十分、現場も私も見させていただいておりますので、十分認識を持っておるところでもございますので、どうか議員各位におかれましても報告もさせていただき、協力もしていただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 改めて町長の決意をお聞きしました。前回よりもちょっと踏み込んだような内容であったかなと思っております。課長が申されるように地元協議、早く進めながら、もちろん今まで携わった地元議員らの指導を得て進めていただ

きたいと思います。

何か副町長，ご所見あるんですか。違うんですか。

○副町長（藪下武史君） ちょっと小休。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○建設課長（柳澤裕之君） 先ほどの答弁で2案の案を言いましたが，腹案ということで訂正をいたします。

○議長（国清一治君） ほな町長も訂正しておいてください。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 発言に訂正をさせていただきます。

2案という言葉が出たというようなことでございます。一生懸命にやっているという気持ちは十分伝えたつもりでおります。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 今も私も言いかけてったんですが，今までの経緯があったりして地元と十分協議の上で，手順を踏んでしっかりと一步一步進んでいただきたい。当然，地元議員もいろんな横瀬，棚野の二人の議員に関連する横瀬もいろいろ地元との協議も話もあるだろうし，そういった面をともどもにひとつ一緒になって進めていっていただきたいと思っております。

それでは，時間が大分押してきましたので，最後の広域ごみ処理建設の取り組みについてでございます。

さきの佐那河内村に建設予定のごみ処理広域計画が頓挫しております。その後，前徳島市長は市単独での計画を打ち出されておりました。その後，誕生した現市長は広域化を推進すると表明されております。新市長が誕生してからこれまでの間，何か協議等動きがあったのかどうか，町長のほうに伺っておきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 広域のごみ処理の建設についての取り組みの状況というようなことでございます。

新聞等でも報道されておりますように、徳島市のほか6町村での市町村におきまして広域の一般廃棄物の処理の協議をいたしておりましたけれども、昨年11月30日に協議会の解散となりました。

その後、やはりごみ処理の問題につきましては広域化が急がれるというようなことで、5月30日に徳島市役所におきまして、廃棄物の広域処理を協議する場を再度設置するようにというようなことで、小松島市長を初め、私ども4町の首長が遠藤新市長に再度要望を、広域化についての要望をしたところでもございます。

その後の経過につきましては、それを受けまして6月30日に事務レベルの協議の場が初めて持たれたところではございます。具体的には、担当者のレベルでございまして初顔合わせというようなことでございまして、今後月に一、二回の割合で事務レベルの協議を行いながら、今年度中に一定の方向性を導き出す、候補地の選定や施設の運営等々、そうしたことを目標として確認をした会議でもございます。

ご承知のように、現在勝浦町のごみ処理施設は持っておりません。小松島市に可燃ごみの焼却業務をお願いしている状況でございまして、今後とも当初から小松島市との歩調といいますか、連携を保ちながらごみの処理に取り組んでいる状況でございしますので、今後ともそうしたことで協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） 6月30日に事務レベルの協議を持ったと、今後とも協議を進めながら今年度中に一定の方向性を見出したいというような答弁。

ご案内のように問題は、小松島に委託して約4,000万円ほど焼却代を払っております。当然、小松島市と歩調を合わせた徳島市を中心とした広域連合に協議をともどもにしていくというような方向であろうかと思うんですが、そこで私はこんだけ人口減少が進む中で、地方創生の戦略の中でもいろいろと策定をされて現在進行中ではございますが、なかなか決定打というか特効薬が見つからないのも実は現状ではないかというふうに思っております。

ごみ処理場の建設にはいろいろと大きな、佐那河内村の前例を見ても大きな恩典があります。周辺整備等が進んでこれこそが近年にない町の、もしできれば起爆剤になったり、人口減少のいわゆる反転攻勢というか、ターニングポイントになるんじゃない

いか、そんな大きな期待もかかるわけでございます。

広域行政に臨むに当たり、町長みずからこのごみ処理場建設、我が町に建設を検討してはどうかというのは私の提案ではあるんですが、検討するお心づもりはどうか、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 先ほど6月30日の会議につきましても、事務レベルでございますけども今年度中に一定の方向を示すと、方向性を導き出すことを目的として会議を進めていきたいというようなことでございます。協議会もまだ立ち上げて、首長の協議会も立ち上げていない状況の中ではございますけども、急がれるというようなことだろうと思っております。

私といたしましても、今後一般廃棄物処理担当者、この会議ですね、6月30日に設立いたしました連絡会での建設用地の選定や施設整備に関する費用のあり方、また運用方法等につきまして、先ほども言いましたように、小松島市との連携もございましたので十分そうした協議を図りながら対応していきたいということでございます。

用地の問題もございます。議会の皆様方にも当然ご協議をいただいて、地元の皆様方、いろんな多くの方々の協議の必要なことでございますので、対応も慎重に取り組んでまいりたいと考えておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 10番議員。

○10番（大西一司君） なかなか明確な答弁はちょっと無理かとは思っておりますが、しかし現実的にどこかがこの建設現場は受けないけないという中で、協議に入るのもやはり検討させてもらうという姿勢で臨むことによって、誠意を示されることができる。もう最初からうちに待っていてもそんな場所はないんでどっかお願いしますというような立場と全然違うと思いますし、再度申し上げて、これに係るいろんな利点というか恩典、これらを利用して、それこそ冒頭申し上げた、町が存亡の危機にある中でそんな悠長なことは言うとなんような状況でもあろうかと思えます。我々の孫の代になったらほんまに町が消滅するかどうか、そんな時期がもう目の前に来ておる中で、きれいごとでは済まないと思っております。

昨今のああいふ機械化の近代化によって、ほとんど、ほとんどというか公害はゼ

ロ、そんな中で、私はこのことは十分検討に値する事案だろうと思っております。このことについて強く町長に対してもそういうことを十分推しはかっていただいて、広域連合に臨んでいただきたいと思いますと思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

ちょうど時間となりました。これで全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で10番議員大西一司君の一般質問は終了いたしました。

日程の都合により、休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案審議の前に、議案第4号の子育て交流支援センターの改築工事の請負契約の締結のところで差しかえがあるということで、担当課長に発言を許可したいと思います。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 急なことで申しわけないんですけども、けさ開会前に第4号議案としてお配りしたほうの添付資料でございます。議案とか契約書の文言等は一切変更ございません。その仮契約書の右上写し、収入印紙を張ったやつ、下で発注者のところに印を押して、すなわち議決後、そのまま有効になる資料を添付するのが適切であると指導を受けまして、急遽差しかえを起こさせてもらいました。これでもよろしくお願ひします。

以上です。

~~~~~

○議長（国清一治君） それでは、日程第3、議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第4号、勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結についてまでを一括して議題といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

勝浦町一般会計補正予算(第2号)でございます。

6番節議員。

○6番(節 公一君) 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第2号)について質疑を行いたいと思います。

予算書の9ページになりますが、教育委員会事務局長のほうにお尋ねしますが、今回横瀬小学校のバリアフリー対策として横瀬小学校にリフトをつけるというような事業の予算が計上されていますが、このリフトを使うことによって、リフトの所要時間、乗せてから2階までどのくらいの時間がかかるのかということと、もともとこの採用するに当たって学校側のほうからの要請なのかどうか、その点について答弁をお願いします。

○議長(国清一治君) 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(河野稔彦君) ご質問のまず1点目、昇降機の性能で移動の時間、所要時間がどのくらいかかるかということでございますけれども、導入予定であります昇降機の移動の早さは1分間に6メートルの移動でございます。横瀬小学校の場合、1階から2階まで延長が約7メートルでございます。つまり、計算上1分間、機械の性能は6メートルということで約1分少々、1分10秒余りかかるかと思いません。

それから、2点目の学校側からの要請であったかということでございますけれども、これにつきましては直接学校からの要請というのではございません。学校のほうにも相談させていただいたんですけれども、こちらのほうから相談を持ちかけたということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） 1 分間に 6 メーターのスピードで、距離として 7 メーターあるから所要時間は 1 分少々。通常、健常者、子供の上がる場合が、階段上がったら約 20 秒ぐらいと思うんですね。5 倍少々ぐらいの時間がかかるというようなことで、それがこれを利用するのはどういうことを想定した場合に利用を考えているのか。

というのは、付けたんは今学校側の要請でないということでしたら、付けたは利用しない、利用する機会がないというんでは非常に宝の持ち腐れにもなりますし、聞くところによると、学校のほうの担当の予想は余り今のところは必要はないみたいなような気がするというようなことがありましたんで、教育委員会としてはどういう事態を想定して今回の導入に当たったのかということ。また、それによって当面は必要ないけれども将来的にこういうことを想定しているというようなこととか、日常の何において有効に使えるような方法というのはどのように検討されているのか、その点についてお願いします。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） この昇降機の利用の想定ということでございますけれども、まず 1 番に昇降機が上がってきましたのは、対象児童が保育園においてたときに利用される確率が高いかなというのが一番の発端であったわけなんですけれども、現実的には議員おっしゃるように使わなくても何とか学校、その児童については支援員を置いていますので、その方が付き添いで連れて上がっているという状況ではございます。

それで想定としまして、今後このリフトは、今特別支援の学級は 1 階にあるわけなんですけれども、普通学級、2 階とか上階への移動、普通学級のほうに入って一緒にするというケースもございますので、そういった移動を想定してのリフトの設置であったわけなんですけれども、この児童に限らず、学校への転入学があった場合の対応、それから 2 校小学校あるわけですけれども、どちらか町内にそういった対象の児童のケースが出た場合にこちらのほう、横小であれば対応できるというようなことも想定をいたしております。

それから保護者、それから教育活動において外部からの地域の人材を受け入れますケースもあるんですけれども、その方々が職員室、それから 2 階に図書館があるんで

すけれども、そちらへの移動とかといった場合に車椅子の保護者、そういった対応が必要な方もご利用できるということと、高齢者等々の受け入れに対しても、そういった来校者があった場合の対応もできるのではないかとすることを想定しての設置でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

4 番麻植議員。

○4 番（麻植秀樹君） 議案第 1 号，補正予算（第 2 号）について質問をいたします。

今，教育委員会のリフトの件が出ておりました。そこで，所要時間です。所要時間が分当たり 6 メーターということで 1 分少々ということですがけれども，それとお年寄りの父兄の方がおいでたときということで申しておりますけれども，この施設をどこかの学校で確認は，現物は見えてこられていますか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 現物を確認されたかというご質問でございますけれども，遅まきながらであったんですけれども，先般阿南市の富岡小学校に設置がされておるんですけれども，これについて担当のほうと私でどういったものかといえますか，確認をさせていただきました。

実際に乗りおりもさせていただいたんですけれども，スピードも含めてなんですけれども，建築基準法で毎分 9 メートル以下というのがございまして，今回の機械は 6 メーター余りと聞いておるんですけれども，そういった意味でゆっくり上昇していくというのを確認はさせていただきました。

以上でございます。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかに質疑はございませんか。

議案第 1 号。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

議案第2号。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 議案第2号，勝浦病院事業特別会計補正予算のことで質疑させていただきます。

この件で地域包括ケア病床ができればどういう効果があるか，そしてまたリハビリの要員1名が専任としてできるだけ施設基準が整っているのか。例えば自宅に帰るためにはトイレの自立という大きな問題がありますが，それは個室の病床なのか，大部屋の病床なのか，またそれはトイレの自立訓練ができるバリアフリーになっているとか，その点お聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 山田勝浦病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） ご質問のありました件にお答えさせていただきます。

まず，地域包括ケア病床の効果ということでございますが，基本的には自宅で，住みなれた自宅で生活できるようなことを目指すための病床でございます。集中的，効果的なリハビリをすることによって，そういうふうなことをできるようにしていくというふうな目的を持っております。そのために，在宅復帰率が何%とかというふうな基準がございまして，そういうふうなものをクリアしていく必要がございます。

それと，施設基準ではどのようなものがあるかというふうな話なんですが，先ほど申しましたように，在宅復帰率が70%以上とか，そういうふうな区分がございます。あと，部屋の面積がある程度以上，先ほど議員さんのほうからもございましたけれども，それなりの広さが必要となってまいります。

あと，どのような部屋，個室にされるのかどうかというふうなお話だったと思うんですが，今現在は何床やるかというのをまだ検討中でございます。今，うちの勝浦病院のほうにある病室でいきますと，今現在1床部屋と2床，それと4床の病室がございまして。その中で広さの面積をクリアできるのは1床の部屋と多床，4床部屋しか使えないと。それが施設基準に，その地域包括ケア病床とするための施設基準に合わないというふうなことでございます。ですので，何床するかにもよるんですけども，一応今の案としては1床の部屋あるいは4床の部屋，その中から考えていくとい

うふうなことになろうかと思えます。

ただ、リハビリを受けられる患者様にいたしましても、地域包括ケア病床で受けられる方と一般の病棟で受けられる方、そこらを区分をしておかないと、片一方の方は1日に何回もリハをしていただける、片一方の方は1回しかしていただけないとか、そういうふうなところでお互いの不安というか、疑心暗鬼的なものが起こると困るといふふうなことも考えておりますので、基本となるのは1床部屋を基本に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） よろしいか。

3番議員。

○3番（美馬友子君） 部屋を改築してっていうわけではないって、ある部屋を利用するっていうことですね。

この地域包括ケア病床は、私たち住民にとってすごくありがたい、自宅に帰していただけるってことはすごくありがたい施策というか、基準なんで、どうぞ成功になるように祈っていますが、その病床のことだけ聞かせてください。

○議長（国清一治君） 山田局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 改修をして使うのではなく、広さが基準に合う部屋をそのまま扱いたいというふうに考えております。ですので、1床部屋、基本的には特別室等になるんですけれども、それをするための部屋というふうなことに位置づけていくような格好でしたいと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 議案第3号、勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例ってことですが、この条例の改正が影響される方々とはっていう説明をまたお願いしたいなと思っております。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 今回の条例改正，窓口の支払い方法が償還払いから現物給付になるという点だけでございますが，勝浦町は今現在，ひとり親世帯数が67ございまして，ゼロ歳から18歳までのひとり親医療費の対象となる人は83人子供がおります。そのうち，今回の改正の対象になっている15歳以上で18歳になった年の年度末までの人数は26人です。

なお，参考までに第一読会で同美馬議員の質問で補足をさせていただければ，この条例は重度心身障害者の医療費，これは対象者は200人おいでます。これ以外にも一つの要件でひとり親世帯のほうが今回の条例改正の対象になって，先ほど申しました世帯数で67人。2つの要件で構成された条例でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） この医療費の助成は，入院も外来も区別がないってということですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） ひとり親のほうは，親のほうは入院だけでございます。子のほうは，入院と児童の通院に対しても助成対象となります。親子ともに，入院に対しての食事療養費は対象となっておりません。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に，議案第4号について質疑はございませんか。

議案第4号，ございませんか。

2番松下議員。

○2番（松下一一君） 勝浦町子育て交流支援センターの改築工事請負契約のことで，

せっかくのすばらしいセンターがつくられるということで，開館日をフルに月曜日から金曜日ぐらいまで利用可能にすることはできませんか。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 現在の施設の運営形態につきまして、管理規則で定めてございます。管理規則上は12月29日から翌年の1月までのいわゆる前後三が日と、通常は月曜日と水曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日という週3日の休館日がございますが、これはあくまでも現行施設の規定でございます。新しい施設は、勝浦町の子育て支援をPRするという効果もございますし、勝浦町の子育て世代の多くの方が利用していただけるようにするため、このあたりの開館日程、休館日程等も公式の子ども・子育て会議等の意見をいただいて、最も合理的な開館日を設定する腹づもりではおります。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） そのところを考慮いただいて、皆さんが利用しやすいような施設にぜひともお願いいたします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） わかりました。できる限り勝浦町民の人及び地域の人に喜んでいただけるような運営方法を考えます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 関連ですが、この契約の目的は子育て交流支援センターの改築ですが、子育てしやすい環境の整備の一環でもあると考えます。

そこで、第一読会で使用できる回を聞きました、松下議員も同じようにもっと開放してはという意見だとは思いますが、子ども議会ですね、この間6月にした子ども議会でも子供たちが公園を望んでいると提案されました。そしてまた、野外で大勢が遊ぶための公園設備と完全な遊具の設置の支援を望むと保護者も言っているというアンケート結果も子育て支援の中で出ております。

それで、園庭がある、遊具もある、園庭をもっと町民に開放できないのか。沼江地区の特に子供たちは、生比奈、横瀬は小学校で放課後も遊ぶところがありますが、沼江は遠い、学校に行くまでは自宅に帰ってからは遠いと思うんで、沼江地区の子供たち、そしてまた多世代交流ができるせっきくのチャンスをセンターの利用の方だけではもったいないのではないかなって思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 当センターは、今も基本は同じなんですけども、新しくリニューアル、より過ごしやすい施設になった状態で、まず第1点が就学前、小さいお子さんを中心とした安全第一の施設であること、それと若い保護者の子育ての不安解消、ベテランパパ、ママとの情報交換、交流拠点となり、一人っ子とか第1子が安心して多くの兄弟たちと過ごせる、初めての社会体験を過ごせる空間を提供するという目的でございますので、議員ご質問の趣旨はよくわかるんですけども、一般質問でも同様の質問ございまして、今現在、設計とか施設の趣旨は趣旨として、一度、勝浦町の子ども・子育て会議等で有識者の幅の広い意見を聞いて最終的には議論するつもりでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 一番の課題は、初めての保護者の方、そして小さいお子様が知らないところに行く不安が一番大きな課題と課長もおっしゃいましたが、現在離乳食の指導とか、乳児健診は改善センターで行っています。そのことが子育て交流支援センターに移動すれば、生まれたときからその支援センターを利用して、顔見知りにもなっ行きやすいんじゃないかなと思うんで、その点また使えるような施設になれるような、施設になればと今後検討していただきたいと思っておりますし、利用は先ほどもニーズを考えて考えていくって言われたので、しっかりと子育て会議で、そしてまた地域の地域のニーズも聞いてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） そちらのほうも同様に一般質問等ございましたが、開館、オープン後のメニューとかプログラムにつきまして、今申し上げましたような小さなお子様を中心のプログラムにはなるんですけども、こちらのほうは子ども・子育て会議の有識者だけでなく、特に利用しているゼロ歳児、1歳児の小さなお子さんを持つ若い母親、発言能力の低いような意見もどんどん吸い上げて、皆が利用しやすいようなさまざまなメニューを考案していくつもりでございますが、今具体的に言っていたいただいたような乳幼児の健診等、そういう意見もございまして、そこら辺も福祉課

に所在しております3人の保健師グループの勤務体系とか、作業量等がございますので、実務の段階でそういうのが可能なかどうかも含めて徐々に検討はしてまいります。

とにかく、母親と子供にとってよりよい施設にして、そのプログラム、メニューもよりよい要領にするというご理解をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までの4件を一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第7、諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として、新たに勝浦郡勝浦町大字沼江字車ノ口17番地3、田中勇次、昭和25年7月23日生まれを人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたいので、議会のご意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお取り計らいをお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

お諮りします。

諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

直ちに第三読会を開き、採決を行います。

本件について諮問どおり答申することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問どおり答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第8、発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書についてと、日程第9、発議第2号、森林・林業政策の推進を求める意見書についてを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について井出議員から説明をお願いします。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 発議第1号，所得税法第56条の廃止を求める意見書について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出いたします。平成28年7月27日提出。提出者，勝浦町議会議員井出美智子。賛成者，勝浦町議会議員森本守。勝浦町議会議長国清一治殿。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

所得税法第56条は，「配偶者とその親族が事業に従事したとき，対価の支払いは必要経費にしない」とされています。事業主の所得から控除される働き分は，配偶者の場合は86万円，家族の場合は50万円で，家族従業者はこのわずかな控除分しか収入と見なされないため，社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家族の労働が一人の働き分として給料として認められないことは，大きな不利益となって後継者不足に拍車をかけています。

税法上では，青色申告を行うことにより，給料を必要経費にすることができますが，同じ労働に対して，青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。ドイツ，フランス，アメリカなど，世界の主要国では「時価労賃を必要経費」としている中で，見直しを求める声が大きく広がっています。

家族従業者の労働を個人の働き分として正当に評価すべきです。税法上も，民法，労働法，社会保障上でも，家族従業者の人権保障の基礎をつくるために，所得税法第56条の廃止を求めます。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成28年7月27日。徳島県勝浦町議会。内閣総理大臣殿，財務大臣殿，法務大臣殿。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 次に，発議第2号について8番森本議員から説明をお願いします。

森本議員。

○8番（森本 守君） 発議第2号，森林・林業政策の推進を求める意見書について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成28年7月27日提出。提出者，勝浦町議会議員森本守。賛成者，勝浦町議会議員松田貴志。勝浦町議会議長国清一治殿。

森林・林業政策の推進を求める意見書。

森林は，食料や水，木材・エネルギーなどの供給や二酸化炭素の吸収など国民の安全・安心，国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。しかし，森林・林業・木材関連産業の現状は長期にわたる経済低迷の影響により，経営基盤が依然として脆弱であり，山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中，本年3月「山村振興法」が改正され，「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」などが新たに基本理念に盛り込まれた。この新たな基本理念を踏まえ，山村地域の再生，地域経済の活性化を図るためには，森林・林業施策の推進は急務であり，立地条件に対応した森林整備，間伐材などの利活用，適切な治山対策，鳥獣害対策の実施などが重要となっている。

そうしたことから，森林・林業政策の推進に向けて，下記の事項を実現するよう強く要請する。

記。1，「現行森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と，平成28年度を始期とする「森林・林業基本計画」に，主伐・再生林の推進を初めとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させるなど，地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ること。

2，「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。また，地球温暖化対策に必要不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため，「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加するなど，森林整備推進のための安定財源の確保を図ること。

3，地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については，森林資源の循環による吸収量確保に向け，皆伐跡地の確実な更新及び再生林に必要な苗木の安定供給体制の確立，種苗事業者の育成対策を強化すること。また，造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。

4, 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化, 新たな木材利用の創出及び木質バイオマスなどの利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給・販売体制の確立を図ること。

5, 地域振興・山村振興に向けて、地方創生と連動した森林などの保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立, 定住促進に向けた地域の中小企業者における受注機会の増大, 所得の向上に向けた支援, 雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援など必要な方策を講じること。

また、国の事業の発注に当たっては、事業体の育成・確保の見知に経った都道府県を基本単位とした入札参加資格, 植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など, 山村地域の振興, 林業における地元雇用の安定的な確保を図れる入札制度に見直すこと。

6, 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業などによる公的森林整備の拡充を図ること。また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と組織・技術力などを活用した民有林への支援を一層推進し、地域への貢献が果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年7月27日。徳島県勝浦町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、林野庁長官。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について質疑を行いたいと思います。

この件については、従来よりこの議会でも担当者を呼んで勉強もしたし、また個人的にもいろいろな文献等も読んで学んできました。

その中で、今回提出者に聞きたいことは、この56条を廃止することによって、本来この56条の立法趣旨である恣意的な租税回避行為というものをどのようにして防止をしていくのかという部分について、またいきなりこの廃止を求めるのではなく、納税者間の公平という部分を担保するためにも、57条にある青色申告の特例制度の部分においての解釈の変更の部分で、この白色申告者への拡大解釈という部分でも対応できなかったものか、そういった部分を求めたほうがよかつたんでないかという、私は考えでおります。この点について提案者の意見を聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後2時15分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） お答えいたします。

まず、最初に所得税法第56条についてでございます。

この所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。この場合、支払いを受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなすという条項でございます。

まず、所得税法第56条の制定された発想は、明治20年に制定された所得税法の第1条ただし書き「同居の家族に在する者は全て戸主の所得に合算するものとす」にさかのぼっております。これは戦前の家父長制度で、家長に絶対的な権力を持たせた家制度によっております。また、敗戦の、戦争が終わってこの反省に立ってつくられた日本国憲法というものは、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等をうたい、家制度は廃止されております。

個人事業者と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない規定ということが問題なわけです。これはどういうことかと言えば、配偶者や家族の働き分を事業主の所得に合算することを押しつけたものです。

税法の税制の民主化が進められて、1949年にシャウプ勧告が出されておりますが、

家父長制による世帯合算課税の多くは民主的な個人単位課税に改められております。このシャープ勧告は、同一の生活水準、同一の担税力水準、税金を払う力の水準にある納税者によって高い税率で課税する不公平な税制であるということを、56条のことを言っております。したがって、合算課税制度を廃止して、個人別に課税するように改めると指摘しております。しかし、個人事業者にはこの当時、民主的家族制度が十分に定着しておりませんでした。このことを理由に制限措置が残っております。

所得を、先ほど5番議員がおっしゃいましたが、恣意的に分割したり、報酬をつり上げたりして不当に税逃れをしようとする要領のよい納税者がおり、その抜け道を封じるためとされて残されております。こういった経過から所得税法第56条は、事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例として設けられたものと言われているそうです。

この所得税法第56条の必要性については、課税当局は、もともと日本の中小業者は家族全体の協力で成り立つものが多くて、企業と家計が十分に分離していないと。生計を一つにする親族に対して給与を支払う慣行がなくて、そういうことをやっていなくて、事業から生じる所得は事業主が支配していると考えたほうが実情に即している。それから、3つ目はこのような給料を必要経費に認めると、租税回避の手段として利用されるおそれがあると。

こういうことで、先ほど5番議員がおっしゃったことで必要だとおっしゃられましたが、私もみかん農家に嫁いでかなりになります。もう20年前ですか、きちっと家族にも農業に家族として給料を払いなさい、改善センターとか県を通じて、そういうことも進められております。だから、この56条が残された当時と現在では幾ら個人事業者といえども、社会情勢、さまざまなことが変わっております。今の社会情勢には適さないと私は思います。

そういった主張はされるけれども、合理的な理由ではないと私は思います。裁判でも個人の権利意識が高まってきて、個人事業の実態は大きく変わっております。子供や嫁さんに給料を払うっていうのは、勝浦町でも普通のことです。最近も勝浦町にみかんの後継者が帰ってきてくれて、その息子夫婦に給料を払わなければならないので、それが大変だと。実際に、町内でもそういった事例がふえているわけです。

だけど、白色の場合はそれが86万円、配偶者が、家族は50万円と制限されております。

す。確かに、青色にすればいいではないかという論理もございますが、青色というのも税務署長が認めた場合にのみ優遇されることであり、署長が認めなければこういった給与所得を払うっていうこともできないわけです。

だから、そういった意味でも、勝浦町のさまざまな実態を見ても、この56条の廃止というのは今時代が求めていることだと私は確信しておりますので、どうぞこの意見書に賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） 申しわけございません。答弁いただきました。

今の答弁では、私が質問させてもらった恣意的な租税回避という部分の防止をどうするかっていう部分については、明確にお答えいただけていないのかなと私は感じました。

さらに少し、私の実家も商売してます。今、妻の実家で働かせていただいておりますけれども、少し論点違うかもしれませんが、事業者としては事業所得と家庭でのお金っていう部分はしっかりと区別して、事業は事業としてのお金を計画的に運用することによってその事業を拡大していく、そういった面もあるのかなと。そのためには青色申告、また法人化等の方向性を持って、農業といえども、そういった事業的な観点でこれからは経営をしていかなんだら、これからのグローバル競争の中でこの勝浦農業も勝ち抜いていかないかんけん、さらに日本の農業をやっても生き抜いていくことが難しいのかなと私は感じております。

さらに、実際私は議員として納税者の立場をしっかりと代弁するのも仕事ですけれども、徴税者、税金を納めてもらってその税金で事業を遂行して、その事業をしっかりと監視する役割としての議員としては、確実な徴税体制っていう確立も必要なのかなと私は考えております。

さらに、納税者の納税意欲をしっかりと確保する、この納税者間の公平性、給与所得者、事業所得者、さらには農業所得者の公平な納税所得者の納税意欲をかき立てるような仕組みっちゅうんもこれから考えていかないかんのかなと思っております。このためには、白色さらに青色含めて、総合的な納税のシステムの抜本的な改革っていうんをしっかりと提言していかないかんのかなと私は感じております。

今は私の意見になりますけれども、もし何か今の私の考えで、何か考えあれば答弁

いただいても結構ですし、とりあえず私の考えはそういったことにありますので、以上です。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 答弁になるかどうか、ずれるかもしれませんが、大きく商売をされている場合は当然、株式会社、青色申告というふうにいかれるかもしれませんが、単純な農家の場合は白色で十分でございます。

青色申告にすればと言われますが、先ほども申しましたが、青色申告は税務署長が条件つきで一部の経費を認める特典でございます。幾つもの義務が課されます。税務署長の裁量で取り消されることもあります。農家にとっては、このわずかな経費をつけ足すことで義務が大変重荷になるわけです。家族一人一人の働き分を認めたものは決して言えないわけです。

申告の仕方によっては実際の家族の働き分を否定することになってしまって、法律で全て国民は法の下に平等であって云々、政治的、社会的または社会的関係において差別されないっていうことで、事業者で白色の場合は働いた分が正当に評価されないっていうことは、権利がきちっと守られてない、法もとの平等ではないという精神にも大きく反することだと考えます。

白色や青色申告、それから法人申告といった申告の形態にかかわらず、家族一人一人の働き分を認める、これは必要経費として認めることは必要ではないかという趣旨で56条の廃止を求めているわけです。

また、この間課税当局は白色申告者にも年間所得が300万円を超える場合、記帳を義務づけました。1984年の政府税制調査会の答申で、一般の納税者に対して記帳義務を課してもこれに耐え得るほど記帳慣行が、記帳するっていう習慣が定着してきたってことを言ってますけど、なかなか町内の実態を見ても日々の仕事に追われて、伝票を整理する、売り上げを整理する、それからちょっと近くのお店で買い物したレシーとをきちっと保存して記帳するということは、そういった習慣がない農家にとっては大きな負担になるわけです。税制上必要なことですからしなければなりません、正確な申告の徹底が必要っていうことをおっしゃられたとは思いますが、白色と青色に分けて格差をつけて、白色の申告者に必要経費として認めないっていう理由には私はならないと考えます。

先ほども、租税回避とか恣意的とかという言葉が出ましたけども、私も十分理解していませんが、56条だけしか見ていないので、57条についてなんですけど、所得税法57条が青色申告において必要な経費に算入できる金額を規定しているそうです。恣意的な所得分割を防いでいるそうです。このような57条の規定で恣意的な所得分割を防いでおるわけです。家族の働き分を経費に認めることは、56条を廃止しても57条できちっと租税回避、税金を納めることをごまかそうとか、それから恣意的に所得を分割するっていうことはできないっていうことは、きちっと57条で担保されているわけです。それは、松田議員がおっしゃったことは57条で担保されているわけですから、56条を廃止しても何ら問題がないかとは考えます。

十分なお答えにはなっていないかもしれませんが、56条をなぜ廃止ということを見書として求めるかという、私なりの精いっぱいの答弁でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは次に、発議第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） お諮りします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので、本件を第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

発議第1号について詳細質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、発議第2号について詳細質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書についての採決を行います。

この採決については起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 起立多数と認めます。したがって、発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号、森林・林業政策の推進を求める意見書についての採決を行います。

この採決については起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 起立者多数と認めます。したがって、発議第2号、森林・林業政策の推進を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、本日追加提案された日程第10、発委第1号、勝浦病院改築特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） 発委第1号、勝浦病院改築特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出いたします。平成28年7月27日提出。提出者議会運営委員会委員長美馬友子。勝浦町議会議長国清一治殿。

勝浦病院改築特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、勝浦病院改築特別委員会を設置するものとする。

- 1, 名称, 勝浦病院改築特別委員会。
- 2, 設置の根拠, 地方自治法第199条及び勝浦町議会委員会条例第4条。
- 3, 付議事件, 勝浦病院改築の諸施策に関する事。
- 4, 委員の定数, 10人。
- 5, 調査期間, 設置の日から議会が調査終了を議決するまでとする。

提案理由は、現在勝浦病院は勝浦郡唯一の入院機能を持つ医療機関として昭和25年開設以来、地域医療の拠点となっております。そこで、高齢者が多く住む本町においては地域に身近な医療体制の確保が求められており、今後病院の改築等、運営形態を検討しつつ、地域に密着した医療機関として地域住民に「安心・安全・信頼の医療」

を提供するため、「勝浦病院改築特別委員会」を設置するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、慣例により第二読会を省略し、直ちに第三読会において討論と採決を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ございませんので、直ちに第三読会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成者多数でありますので、したがって発委第1号、勝浦病院改築特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決いたしました。

委員会の委員長及び副委員長の選任については、勝浦町委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

小休いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長並びに副委員長の選任について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に4番麻植秀樹君。副委員長に5番松田貴志君。

以上の方が選任されましたので、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

それでは、平成28年若あゆ会議閉会に当たり、中田町長からご挨拶をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、ご決議いただきましたことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

また、人権擁護委員の人事案件につきましても、ご賛同のご決議をいただきましたことに対しましても、まことにありがとうございます。

さて、去る7月24日に徳島県消防学校グラウンドにおきまして開催されました第30回の徳島県消防操法大会に本町から第1分団が出場されまして、19チームが出場しました中で、小型ポンプの部におきまして第3位という本当に輝かしい成績をおさめられました。この3位という成績は、本町の消防分団としましては16年ぶりの快挙ということでございます。第1分団の分団の皆様方には、この日のために長期間にわたって積み重ねられました練習の成果、そして準備等の取り組みに心から敬意を表する次第でございます。本当におめでとうございました。

また、大会当日応援に駆けつけていただきました議員の皆様方を初め、地元坂本地区の皆様方、そして多くの関係者の皆様方に、この場をおかりをいたしまして厚く御

礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、来る7月30日にはいよいよブラジル・リオでのひな飾りの展示のために議長を初め、関係者の皆様方が現地に向けて出発する日でもございます。我が町、勝浦町から日本の伝統文化を発信できる絶好の機会になるものと大いに期待をいたしております。体調に十分気をつけられますことを心からご祈念申し上げる次第でもございます。

大変暑さ厳しい日が続いております。議員の皆様方におかれましても、くれぐれも健康に十分ご留意されまして、ますますのご活躍されますことを心からお祈りを申し上げますとともに、今後とも町勢発展のために格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（国清一治君）　ありがとうございました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさんでした。

午後2時46分　散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員